

## 令和3年度 第5回 大和市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時 令和3年11月18日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで  
場所 コミュニティセンター 鶴間会館 2階 集会室  
出席者 委員 9名、事務局 8名、傍聴者 0名、地域包括支援センター長 7名  
内容

- 1 開会
- 2 内容
  - (1) 報告
    - ア 地域包括支援センター委託状況について
  - (2) 議事
    - ア 介護予防支援の委託について
  - (3) 地域ケア推進会議
    - ア 大和市の地域課題について
  - (4) その他
- 3 閉会

### 配布資料

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 資料1 | 地域包括支援センター委託状況について |
| 資料2 | 介護予防支援の委託について      |
| 資料3 | 大和市の地域課題について       |
| 資料4 | 精神疾患の理解について        |
| 資料5 | 高齢者虐待について          |

### 議事の経過

- 1 開会
  - ・事務局より、大和市地域包括支援センター運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、出席者が過半数に達しているため、会議成立の旨を報告
  - ・会長挨拶
  - ・会長司会により、次第に沿って進行
- 2 内容
  - (1) 報告
    - ア 地域包括支援センター委託状況について  
資料1に基づき事務局から説明

<質疑応答> なし

(2) 議事

- ア 介護予防支援の委託について  
資料2に基づき事務局から説明

<質疑応答> な し

議事について、委員全員一致により了承とする

(3) 地域ケア推進会議

- ア 大和市の地域課題について  
資料3、資料4に基づき「精神疾患の理解について」事務局から説明

<質疑応答>

委員：訪問看護ステーションには、精神疾患の方への対応に詳しい看護師等がいると思いますが、訪問看護ステーションとの連携はどのように行っているのでしょうか。

事務局：地域ケア会議や関係者で行うカンファレンス等で連携を図っています。

委員：私たちが実施している訪問事業の対象の方のなかで、お元気がなくなり直接お会いすることが難しくなった方について、地域ケア会議を行ったことがありました。その際に、訪問看護ステーションの方から「地域の方にこれだけ見守っていただいているということの気づきができた」とのお言葉があり、自分たちがやってきたことは間違っていなかったとの思いをしました。包括が間に入ってつなげてくれた事例でしたが、様々なネットワークを持つ包括が間に入ることで、さらにつながりが生まれてくるのではと思います。

事務局：ご発言いただいたような事例が、資料4の令和2年度の成果として上草柳・中央包括から報告されています。こういった好事例について、各包括で共有を図って取組を進めていくとともに、多職種連携の研修の機会でも取り上げていただくこともできると思います。

事務局：保健福祉事務所からも委員としてご出席いただいていますので、ご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：精神疾患の対応は、すべて保健所が担うという時代から、現在は市の障がい福祉課や、地域包括支援センターに地域の方の身近な相談機関として対応していただいております。保健所の役割が日常の支援では難しいところに入っていくという役割に変わってきています。保健所に相談があったときには、各機関の皆さまとどういった関りをするか話し合っ、必要に応じて同行訪問等を行っています。

精神の疾患では、病気を抱えたまま退院してくるケースがあり、生活を継続できるようサポートすることに取り組んでいます。また、精神の分野でも地域包括ケアシステムの動きがあり、この会議で出ているような問題も含めて動き出しています。

すべて解決できるわけではありませんが、個々のケースで困ったことがあれば、どういう方向で進めていけば良いかお話しすることはできるのでお声かけいただければと思います。

- 委員：統合失調症や認知症などが複合的に重なると、どこに最初に相談すればいいのかわからないことがあります。利用者の立場からすると、**一か所で受け付けてそこで振り分けていただければありがたいです。**
- 委員：どこに相談したらよいか迷われて結局相談できない方もいらっしゃると思いますが、相談先をはっきり分けるのは難しいです。相談する方がご自身で相談先を見つけるのが難しそうな場合には、普段から関係機関と連携を図って業務を把握し、我々から関係部署につなげるようにしています。相談事があったらまずは思い当たる相談機関に相談していただければ良いと思います。
- 事務局：委員から説明がありましたが、行政は決まった制度の中で業務を行っていますので、制度のはざまに落ちてしまう相談内容が出てきます。そういった場合、個別の機関で解決できないような内容については、各機関と連携を図って解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。ご相談事があれば、関連すると思われる機関にご相談いただき、そこから解決に向けた取組を進めていければと考えています。
- 委員：関連機関に引き継ぐ際には、申し送りをしっかりとやっていただきたいと思います。もう一点、市の取組の横のつながりのところで、人生100年推進課と障がい福祉課のつながりに加えて生活援護課とのつながりもしっかりとしていただきたいと思います。
- 事務局：引き継ぎ等に関するところについては、関わった皆さまにご迷惑をおかけしないよう連携を図っていききたいと思います。
- 庁内の連携については、複合したケースでは生活困窮の問題も出てきますので、生活援護課や健康づくり推進課等とも連携を図っていき考えております。

資料5に基づき「高齢者虐待について」について事務局から説明

#### < 質疑応答 >

- 委員：家族の方から包括に寄せられる相談にはどういったものがありますか？
- 事務局：別居の家族から同居家族内で虐待があるのでは？という相談が寄せられることがあります。また、相談件数としては、家族よりもケアマネジャーや事業所からの相談が多くあります。
- 委員：虐待の認定は誰が行うものですか。
- 事務局：法的な位置づけでは、虐待の認定は市町村が行うものと定められています。養護者による高齢者虐待の認定は人生100年推進課が行い、施設での高齢者虐待の認定は介護保険課が行います。
- 委員：警察からの虐待通報数からすると虐待認定数が少なく感じます。
- 事務局：警察からの通報は、幅広く情報提供いただいています。例えば、口論や手をぎゅっと握られた等であっても、対象者が高齢夫婦の場合、通報票があがってくるため、件数が多くなります。
- 委員：高齢者虐待の対応については、高齢者施設でも研修や協議の実施など、年々体制の強化が図られて職員のみならず目を配っています。
- 高齢者施設では、家族内で虐待等があった場合に、家族と距離を置いていただくためのサービスとしてショートステイを行っていますが、大和市では、虐待疑いで緊急にショートステイを使いたいという問い合わせが少ないように感じます。ケースは様々だと思いますが、高齢者施設でも協

力できることがあると考えていますがいかがでしょうか。

事務局:大和市では虐待が起こった場合、緊急一時入所という事業があり、多床室を持った特養と個別に契約しており、緊急で利用した場合の費用については、市の公費負担による減免を含めて、利用料を負担いただいています。

また、同事業は、昨年度の緊急事態宣言明け直後の7・8月には、前年度同月の倍以上の利用件数となりました。身体的に自立した方についても、市内で唯一ある養護老人ホームと契約を結んでおり、緊急時に身体の保護、安全の確保が行えるようにしています。

#### (4) その他

- ・委員の皆様の任期について、来年3月31日までで任期満了となります。ご所属の機関・団体に委員のご推薦について、あらためて依頼させていただきます。なお、公募委員の募集は、12月1日から行います。
- ・次回開催は令和4年2月17日(木)午後を予定しており、決定次第通知します。
- ・議事録については、議事録(案)を作成し、各委員に確認していただいた後に委員名を削除し、市のホームページに掲載します。

### 3 閉会

- ・職務代理より閉会挨拶